【文例４】

解雇証明書の交付を求める通知書

ポイント

・解雇理由証明の請求があった場合に証明書を出さないのは労働基準法違反となることを記載すること。

・客観的に合理的な理由がなく、社会通念上相当でない解雇は、労働契約法の規定により無効となることを記載すること。

例文

解雇理由証明請求書

貴社の課長

○○年○○月○○日付けで解雇された理由を示す書面を請求しました。

私は、元号○○年○○月○○日、突然に解雇を言い渡されました。

元号○○年○○月○○日（解雇理由証明書）

私は解雇される理由が思い当りません。

労働基準法第２２条第２項の規定による請求書を提出しなければ、労働者は解雇理由証明書を到着後６日以内に交付しなければならない。

労働契約法第１６条に、社会通念上相当であると認められない場合は、解雇は客観的に合理的な理由を欠き、権利を濫用したものとして無効とされます。

上記に照らし、速やかに解雇を撤回し、相当でない場合には、労働基準法違反であるとの認識の記載に基づき、解雇予告手当の支払を求めます。

なお、期限までに証明書の送付がない場合には、労働基準法第２２条第２項に基づき、労働基準監督署に申告します。

元号○○年○○月○○日

高知県○○市□□町□□番地

高知県□□市□□町

株式会社△△

代表取締役△△　△△　様